

14 人材開発支援助成金

(5) 障害者職業能力開発コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「雇保法」という。）第63条第1項第8号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第124条及び第125条の規定に基づく人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース（以下「助成金」という。））の支給については、「第1 共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨（共通）	1600 支給要件の確認
0101 趣旨	1601 支給対象となる障害者職業能力開発訓練施設等の確認
0200 支給要件（共通）	1602 支給対象となる障害者職業能力開発訓練施設等の設置・整備に要する費用の確認
0201 支給対象事業主等	1700 支給決定
0202 訓練対象障害者	1701 支給決定
0203 障害者職業能力開発訓練事業	2000 障害者職業能力開発訓練運営
0204 就職支援責任者の配置	2100 支給要件
1000 障害者職業能力開発訓練施設等	2101 支給対象事業主等
1100 支給要件	2102 事業主等が報告する事項
1101 支給対象事業主等	2200 支給額
1102 事業主等が報告する事項	2201 支給対象運営費
1200 支給額	2202 支給額
1201 支給対象訓練施設等	2203 併給調整等
1202 支給額	2300 受給資格の認定申請
1203 併給調整	2301 受給資格認定申請書の提出
1300 受給資格の認定	2302 添付書類
1301 事前着手の禁止	2303 受給資格の認定手続
1302 受給資格認定申請書の提出	2304 受給資格認定の取消し
1303 添付書類	2305 障害者職業能力開発訓練事業計画の変更手続
1304 受給資格の認定手続	2400 受給資格の確認
1305 受給資格認定の取消し	2401 支給対象事業主等の確認
1306 障害者職業能力開発訓練事業計画の変更手続	2402 障害者職業能力開発訓練事業の確認
1400 受給資格の確認	2500 支給申請
1401 支給対象事業主等の確認	2501 支給申請書の提出
1402 障害者職業能力開発訓練施設等の確認	2502 添付書類
1500 支給申請	
1501 支給申請書の提出	
1502 添付書類	
2600 支給要件の確認	
2601 訓練対象障害者の確認	
2602 支給対象運営費の確認	
2700 支給決定	
2701 支給決定	
3000 雑則	
3001 財源区分	
3002 対象となる疾病（難病）を定める告示が改正された場合の取扱い	
3003 返還	

0100 趣旨（共通）

0101 趣旨

障害者の雇用は着実に進展しているが、依然として希望する仕事に就職できない障害者も多数存在している。

このため、事業主や社会福祉法人等が、これらの障害者に対する一定の要件を満たす職業訓練を行う場合の費用の一部を助成することにより、障害者の一層の雇い入れの促進と職場定着を図ることとする。

0200 支給要件（共通）

0201 支給対象事業主等

次のイからへのいずれにも該当し、かつ 1101 障害者職業能力開発訓練施設等または 2101 障害者職業能力開発訓練運営の支給対象事業主等の要件に該当する事業主等であること。

イ 次のいずれかに該当する事業主等であること。

(イ) 事業主又は事業主の団体（次のいずれにも該当する団体に限る。）

- a 団体の代表者又は管理人を定めること。
- b 団体の運営に関する規約を規定していること。
- c 経理担当職員を配置した事務局を設置していること。

(ロ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置する私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人若しくは同法第64条第4項に規定する法人

(ハ) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(ニ) その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人

ロ 実施する障害者職業能力開発訓練において、就職支援責任者の配置を行う事業主等であること。

ハ 受講者に対する相談体制を以下のとおり確保していること。

(イ) 受講者からの手続きに関する問合せ等に常時対応する窓口としての事務担当者を配置していること。

(ロ) 訓練に係る苦情処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足る業務運営体制を整備していること。

ニ 受講者の個人情報を取り扱う際には、当該受講者の権利利益を侵害することのないよう管理運営を行うものであること。

ホ 事業主等の主たる事業所の所在地を管轄する労働局（以下「管轄労働局」という。）が行う

訓練の実施状況に係る調査にあたり、事業主等はこれに協力するとともに、管轄労働局に対する就職状況の報告を確実に行うものであること。

- へ 事業主等は訓練内容について、パンフレット及び労働局ホームページ等を活用し、労働局・公共職業安定所（以下「安定所」という。）を通じて障害者に示すようにするため、管轄労働局と相互に連携を図ること。

0202 訓練対象障害者

障害者職業能力開発訓練の対象となる者は次のいずれにも該当する者とする。

- イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 125 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する障害者（具体的には、次の(イ)～(ハ)に掲げる者）（以下「障害者」という。）であること。

- (イ) 身体障害者

法第 2 条第 2 号に規定する身体障害者

- (ロ) 知的障害者

法第 2 条第 4 号に規定する知的障害者

- (ハ) 精神障害者

法第 2 条第 6 号に規定する精神障害者

- (ニ) 発達障害者

発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条に規定する発達障害者

- (ホ) 脳の機能的損傷に基づく精神障害である高次脳機能障害であると診断された者

- (ハ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条に基づき、厚生労働大臣が定める特殊の疾病（難病）にかかっている者

※対象となる疾病は下記 URL を参照すること

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html

- ロ 安定所に求職申込みを行っており、障害特性、能力、労働市場の状況等を踏まえ、当該訓練を受けることが必要であると安定所長が認め、その旨、支給対象事業主等に対し職業訓練受講通知書（様式第 19 号）により通知された者であること。

0203 障害者職業能力開発訓練事業

本助成金の対象となる障害者職業能力開発訓練事業は、障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練であって、雇保則第 125 条第 5 項第 1 号イに規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練とし、具体的には、イからヌの要件を満たすものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスのうち、同条第 13 項に規定する就労移行支援若しくは同条第 14 項に規定する就労継続支援の事業、又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき国又は都道府県が公共職業能力開発施設を設置して行う職業訓練とみなして当該公共職業能力開発施設以外の施設により行われる教育訓

練の事業のうち、その事業に要する費用が国の負担によるものを除く。

イ 運営管理者

教育訓練の施設の運営を管理する者は、障害者の能力を開発し、及び向上するための教育訓練について必要な知識を有し、かつ、雇保則第 125 条第 5 項第 1 号イの規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練の事業、又は当該事業と同等と認められる教育訓練の事業に係る経験をおおむね 5 年以上有する者でなければならないこと。

ロ 訓練期間

教育訓練の期間は、6 月以上 2 年以内とすること。ただし、簡易に習得することができる技能等に関する訓練科については、3 月以上 6 月未満とすることができること。

また、訓練期間は、実施しようとする訓練の目標、カリキュラムの内容等に整合性を有するものであること。

ハ 訓練時間

教育訓練の訓練時間は、訓練期間が 6 月以上の場合にあっては、6 月間について 700 時間を基準として定めること。また、訓練時間は 1 日 5～6 時間が標準であること。ただし、時間数の算定については、50 分以上 60 分未満（休憩時間を除く）を 1 時間と算定して差し支えないこと。

訓練時間は、訓練期間、訓練職種又は障害者の障害の種類等に応じて増減して定めることができること。

訓練コースは実技を中心とした訓練カリキュラムであること。具体的には、訓練全体の時間数のうち、実技はおおむね 5 割以上であること。

ニ 訓練科目

教育訓練の科目は、労働市場等の状況から判断して雇用機会の大きいものであって、対象とする障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上することが必要なものでなければならないこと。

また、以下のいずれにも該当しないものであること。

- (イ) 次に掲げるもののほか、社会通念上、職業能力の開発及び向上に相当程度資するものであると認められないもの。
 - a 職業能力の開発及び向上に関連しないもの
 - b 就職との関連性があっても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの
 - c 職業能力のごく一部を開発及び向上するにすぎないもの、通常の就職にあたって必要ないもの
- (ロ) 次に掲げる法令に基づく資格等に関するもの等、受講者の就職に資するものとして適当でないとして認められるもの。
 - a 当該資格の社会的認知度が総じて低いもの
 - b 法令に基づく資格であって、当該資格の取得に必要な試験に合格する者の数があらかじめ限られており、かつ、相当程度少ないもの
 - c 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力取得を目的とし、訓練実施上、身体

への接触が不可避なもの

- d 特定の資格を既に有する者のみを対象として当該資格と同等以上の技能及びこれに関する知識の習得を目的とするもの
- e 受講にあたり特別な能力を必要とすることにより受講対象者がきわめて限定されるもの
- (ハ) 訓練終了日の属する年度毎に以下の式により算定した就職率（平成 29 年 4 月 1 日以降に受給資格の認定を受けた訓練科目に限る。）が、受給資格の認定申請の時点において、2 年続けて 30%未滿となっているもの。

$$\frac{\text{（訓練終了 3 か月後の就職者数+就職のための中退者）}}{\text{（訓練修了者+就職のための中退者）}} \times 100$$

- (ニ) その他受講者の就職に資する教育訓練として適当でないと認められるもの。

ホ 訓練施設以外の実習の要件

訓練施設以外で実習を行う場合は、当該実習が次の要件を全て満たしていること。

- (イ) 実際に生産活動や営業活動を行っている事業所において雇用関係に入らずに行う実習形式による実践的な訓練内容であること。
- (ロ) 実習先事業所において、実習指導者、訓練評価者及び管理責任者を配置していること。
- (ハ) 安全衛生に関する技能及びこれに関する知識の習得を目的とした実習を含むものであること。
- (ニ) 訓練を受ける者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをするものであること。

ヘ 訓練人員

教育訓練を行う 1 単位の受講者の定員は訓練科目ごとにおおむね 10 人（下限は 5 人、上限は 15 人）とすること。なお、身体障害者（法第 2 条第 3 号に規定する重度身体障害者を除く。）以外の障害者にあつてはおおむね 5 人から 10 人とすること。

ト 訓練担当者

教育訓練の科目ごとに、受講者おおむね 5 人につき 1 人の専任の訓練担当者を置かなければならないこと。受講者が 5 人を超えるときは 2 人以上（助手を含む。）の配置を標準とすること。

助手については、訓練内容に関する知識を有し、訓練担当者の指示のもと受講者への指導ができるなど、訓練の円滑な実施に必要な業務に従事できる者であること。

訓練担当者は、その担当する職種について専門的な知識、技術、技能等を有する者であつて、かつ、障害者の指導に相当の経験を有する者でなければならないこと。

具体的には、以下のいずれかの要件を満たしていること。

- (イ) 職業能力開発促進法第 28 条第 1 項の規定に基づき、担当する訓練科目の訓練内容に関する職業訓練指導員免許を有する者
- (ロ) 職業訓練指導員免許を受けることができる者と同等以上の能力を有すると認められる

者として、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 48 条の 3 の各号の規定に該当する者

- (ハ) 資格等により障害特性等を踏まえた指導能力を有すると判断される者であって、かつ、担当する訓練科目の訓練内容に関する指導経験を 2 年以上有する者

チ 訓練施設等

教育訓練の施設は、障害者の障害の種類等に十分配慮して、その教育訓練の目的を実現するために必要な施設及び設備を備えたものでなければならないこと。

具体的には、以下の要件を満たしていること。

- (イ) 教室の面積は、受講者 1 人あたり 1.65 m²以上であること。
- (ロ) 実習室の面積は、実技が適切かつ安全に実施できるよう配慮されていること。
- (ハ) 事務室は、教室とは別の部屋として完全に分離され、同一の又は近隣の建物内に整備されていること（衝立等の仕切りは不可）。
- (ニ) 実技を行う教室・実習室は、訓練の内容や程度、受講者の数に応じて適切かつ効率的かつ安全に実施できる設備、備品等（例えば、パソコン、ソフトウェア等）が必要数整備されていること。

リ 安全衛生

教育訓練の実施にあたっては、教育訓練を受講する障害者の安全衛生について、十分な配慮がなされなければならないこと。

また、訓練を行う際、災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずるものであること。

労働安全衛生関係法令等により、定期点検、講習又は免許が必要とされている機械等の使用に当たっては、これに関する必要な措置が講じられていること。

ヌ 費用

教育訓練を受講する者が所有することとなる教科書その他の教材に係る費用としてあらかじめ明示したものを除き、無料であること。

0204 就職支援責任者の配置

事業主等は就職支援責任者を配置し、受講者の訓練期間中から必要な就職活動の支援を行うこと。就職支援責任者の要件及び業務内容は以下のとおりであること。

なお、就職支援責任者は専任が望ましいが、その職務を十分に実施できると認められる場合は兼任でも差し支えない。

イ 就職支援責任者の要件

キャリア・コンサルタント、又は、以下のロに掲げる業務を適切に行うことができる知識、経験を有する者であること。

ロ 業務内容

- (イ) 安定所が作成した受講者の就職支援計画等を踏まえ、受講者に対する就職活動の支援を

企画、立案すること。

- (ロ) 受講者に対する継続的なキャリア・コンサルティングを行うこと。
- (ハ) 訓練期間中、職業相談を行うため、安定所が予め指定する来所日に安定所を訪問するよう受講者を誘導すること。
- (ニ) 就職活動の支援に関して、安定所その他の職業紹介機関、関係機関等との連携を図ること。
- (ホ) 職業相談の実施や面接指導、履歴書の作成に係る指導等を行うこと。
- (ヘ) 求人情報の提供や安定所が行う就職説明会の周知を行うこと。
- (ト) 就職後の職場定着に関する状況把握及び必要な支援を1年間以上実施すること。
- (フ) 関係機関等との連携を図り、就職及び職場定着に必要な生活面・健康面のサポートを行うこと。

1000 障害者職業能力開発訓練施設等

事業主等が、障害者に対する一定の要件を満たす職業訓練を行うための施設又は設備（以下「能力開発訓練施設等」という。）の設置・整備又は更新の費用の一部に対する助成については、0100 趣旨（共通）及び0200 支給要件（共通）のほか、次の1100 支給要件から3003 返還によるものとする。

1100 支給要件

1101 支給対象事業主等

0201 支給対象事業主等に定める支給要件のほか、次のイ及びロのいずれにも該当する事業主等であること。

イ 能力開発訓練施設等の設置・整備または更新を行い、その費用を負担する事業主等であること。

ロ 次の(イ)または(ロ)に該当する事業主であること。

(イ) 本助成金の受給資格の認定を受けており、能力開発訓練施設等の設置・整備又は更新を行った後、訓練対象障害者の障害者職業能力開発訓練を5年以上継続して行う事業主等であること。

(ロ) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による障害者能力開発助成金又は身体障害者等能力開発助成金の受給資格の認定を受けており、能力開発訓練施設等の設置・整備又は更新を行った後、訓練対象障害者の障害者職業能力開発訓練を5年以上継続して行う事業主等であること。

1102 事業主等が報告する事項

イ 訓練終了報告

事業主等は、訓練終了後2週間以内に、訓練受講終了者の氏名、性別、年齢、障害種別、訓練修了状況、出席率、中退理由等を記載した名簿を訓練終了報告書（様式第11号）により管轄労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に報告するものとする。

また、訓練が5年以上継続して行われていることを確認するため、訓練開始年度以降、5年間報告するものとする。

ロ 就職状況報告

事業主等は、訓練終了日から起算して3か月、6か月、1年以内の受講者の就職状況を就職状況報告書（様式第12号）により、それぞれの期間満了日の翌日から起算して1か月以内に管轄労働局長に報告するものとする。

また、訓練が5年以上継続して行われていることを確認するため、訓練開始年度以降、5年間報告するものとする。

1200 支給額

1201 支給対象訓練施設等

イ 支給対象となる能力開発訓練施設等の設置・整備に要する費用

次の(イ)から(ニ)に該当する能力開発訓練施設等であって、事業主等自らが所有するもの
の設

置・整備に要する費用を支給対象とする。

(イ) 能力開発訓練施設

次のaからcまでに掲げるものをいう。

- a 教室（講義室、視聴覚室等）
- b 実習室（調理室、コンピューター室等実際に機器等の訓練を行うための施設）
- c その他の施設（資料室、職能判定室、指導員室）

(ロ) 管理施設

能力開発訓練の事業を管理するための施設

(ハ) 福祉施設

次のaからfまでに掲げるものをいう。

- a 能力開発訓練受講者用寄宿舍（労働基準法第95条に基づく事業附属寄宿舍規程（昭和22年労働省令第7号）において定める基準により設置する寄宿舍）
- b 保健施設（衛生室、浴室、洗面所その他、能力開発訓練受講者等の健康及び身体の清潔を保つための施設）
- c 給食施設（食堂、調理配膳室等の食事をする施設）
- d 託児施設
- e 教養文化施設（図書室等の教養を向上させるための施設及びこれらに附帯する施設）
- f 購買施設（文房具類等の物品を購入するための売店及びこれに附帯する施設）

(ニ) 能力開発訓練施設用設備

(イ)から(ハ)までに掲げる施設の目的を達成するための設備

ロ 支給対象となる能力開発訓練施設等の更新に要する費用

次の(イ)及び(ロ)に該当する事業主が自ら所有する能力開発訓練施設等の更新に要する費用
であって、次の区分ごとに該当する費用を支給対象とする。

(イ) 施設の改善

本助成金又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による障害者能力開発助成
金又は身体障害者等能力開発助成金の支給決定日から起算して、10年を経過したイ(イ)から

(ハ)までの施設の改善

(ロ) 設備の更新

本助成金又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による障害者能力開発助成金又は身体障害者等能力開発助成金の支給決定日から起算して、設備の種類ごとに定める期間（別表）又は10年を経過したイ(ニ)の設備の更新

ハ 支給対象としない能力開発訓練施設等

次に掲げるものは、本助成金の支給対象としない。

(イ) 中古製品若しくは自社製品を購入する能力開発訓練施設等

(ロ) 事業主等を代表する者及びその役員が代表者となる法人から購入する能力開発訓練施設等

(ハ) 法第44条第1項に規定する子会社が、同項に規定する親会社、又は法第45条第1項に規定する関係会社から購入する能力開発訓練施設等

(ニ) 特例子会社がその親会社又はその関係会社から購入する能力開発訓練施設等

(ホ) 親会社がその特例子会社又はその関係会社から購入する能力開発訓練施設等

(ヘ) 関係会社がその親会社又はその親会社の特例子会社から購入する能力開発訓練施設等

(ト) 特例子会社がその親会社又はその関係会社に工事をさせる能力開発訓練施設等

(チ) 親会社がその特例子会社又はその関係会社に工事をさせる能力開発訓練施設等

(リ) 関係会社がその親会社又はその親会社の特例子会社に工事をさせる能力開発訓練施設等

(ス) 事業主等が自ら設計又は工事を施工する能力開発訓練施設等（その事業主等を代表する者、その役員、当該代表する者及び役員が代表者となる法人が実施する場合を含む。）

1202 支給額

障害者職業能力開発訓練事業を行うための施設又は設備の設置・整備又は更新に要した費用（以下「施設整備費」という。）に $\frac{3}{4}$ を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を支給する。ただし、算定した額が、次の区分ごとに定める額を超えるときは、次の区分ごとに定める額を支給額とする。

イ 施設又は設備の設置・整備の場合

5,000万円

ロ 施設又は設備の更新の場合

1,000万円（支給申請1件ごとの支給限度額ではなく、事業主が将来にわたって受給することができる限度額。）

1203 併給調整

同一の理由により、以下に掲げる助成金等の支給を受けた、又は受けている事業主等については、当該支給の対象となった施設又は設備については本助成金を支給しない。

イ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。）第22条）

ロ 障害者作業施設設置等助成金（施行規則第18条）

- ハ 障害者福祉施設設置等助成金（施行規則第 18 条の 3）
- ニ 平成 26 年 10 月 22 日付け厚生労働省社援 1022 第 3 号「社会福祉施設等施設整備費国庫補助について」別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に規定する社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

1300 受給資格の認定

1301 事前着手の禁止

本助成金の認定を受けようとする事業主等は、能力開発訓練施設等の設置等に着手（支給対象能力開発訓練施設等に係る工事等の発注、契約、支払等を行うこと（当該能力開発訓練施設等の設計図書の作成に係るものを除く。）をいう。）する前に、本助成金の受給資格の認定を受けなければならない。

1302 受給資格認定申請書の提出

受給資格の認定を受けようとする事業主等は、第 1 期申請期間（7 月 16 日から 9 月 15 日まで）、又は第 2 期申請期間（1 月 16 日から 3 月 15 日までの間）に、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等・運営）受給資格認定申請書（様式第 1 号。以下「認定申請書」という。）、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）認定申請明細書（様式第 2 号）及び障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第 3 号）に必要な書類を添付し、管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、事業主等の責にも帰することができない天災等のやむを得ない理由により提出期間内に提出できなかった場合は、当該提出期間にかかわらず、提出できなかった理由を記した書面を添えて随時提出することができることとする。ただし、この場合においても 1301 で規定するとおり事前着手は認められない。

1303 添付書類

受給資格認定申請の際に必要な添付書類は以下のとおりとする。

- イ 法人事業計画書及び収支予算書（直近のもの）
- ロ 定款（写）
- ハ 法人の決算報告書（写）及び各勘定科目内訳明細書（写）、確定申告書（別表を含む。）（写）、直近の決算期分の減価償却明細書（写）
- ニ 納税証明書その 1 及びその 2（直近決算期分）（写）
- ホ 預金及び借入残高証明書
- ヘ 就業規則（写）、賃金規程（写）、退職金規程（写）
- ト 訓練実施施設（教室・実習室）及び事務室の平面図
- チ 運営管理者、訓練担当者、就職支援責任者その他指導員及び教務職員の一覧
- リ 運営管理者、訓練担当者及び就職支援責任者の経歴書（写）、資格・免許等（写）（指導員免許、指導員講習の修了証等）
- ヌ 使用教科書等一覧
- ル 企業実習先一覧

- フ 企業実習先の概要
- ワ 企業実習の訓練カリキュラム
- カ 施設・設備の設置等に係る設計図書（建築意匠図、構造図（仕様書、地質柱状図等）、設計内訳書等（写）
- コ 支給要件確認申立書（共通要領 様式第1号）
 - ※ カについては、原則として複数の施行業者から見積りを取り、より低額な見積額を提示した業者のものを採用することとし、参考資料として、以下の資料を必ず添付すること。
 - ・ 事業主等が見積りを依頼した業者に対して提示した仕様書（障害者への配慮事項などが明記されたもの）
 - ・ 不採用とした業者の見積明細書
- タ その他、管轄労働局長が必要と認める書類

1304 受給資格の認定手続

- イ 管轄労働局長は、事業主等から認定申請書の提出があった場合、記入漏れの有無のほか、添付書類の具備等を確認した上で受理するものとする。また、その際に、管轄労働局長は事業主等に対し、認定申請書の写しを交付すること。
- ロ 認定申請書を受理する際、訓練募集開始日及び訓練募集締切日について、適切な募集期間となるよう設定されていること、選考日について、訓練開始日の前日から起算して2週間前までに、受講希望者に係る選考結果を管轄の安定所に送付することができる選考日となっていることを確認する。
- ハ 管轄労働局長は、0201 支給対象事業主等、0202 訓練対象障害者、0203 障害者職業能力開発訓練事業及び 0204 就職支援責任者の配置の要件を満たしていることを確認の上、受給資格の認定または不認定の決定を行う。
- ニ 管轄労働局長は、ハの認定又は不認定の決定を行ったときは、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等・運営）受給資格（認定・不認定）通知書（様式第4号）（電子申請の場合は「認定通知書」又は「不認定通知書」）により、その旨を事業主等に通知する。

1305 受給資格認定の取消し

管轄労働局長は、受給資格の認定を取り消したときは、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等・運営）受給資格認定取消通知書（様式第5号）（電子申請の場合は「認定取消通知書」）により、事業主等に通知する。

1306 障害者職業能力開発訓練事業計画の変更手続

イ 事業計画の変更申請

事業主等は、本助成金の受給資格の認定を受けた障害者職業能力開発訓練事業計画を変更する場合は、障害者職業能力開発訓練事業計画変更承認申請書（様式第13号）を、変更を行おうとする2週間前までに、管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、事業主等の責にも帰することができない天災等のやむを得ない理由により提出期間

内に提出できなかつた場合は、当該提出期間にかかわらず、提出できなかつた理由を記した書面を添えて随時提出することができることとする。ただし、この場合においても事業計画の変更は変更承認を受けた後に行うこと。

ロ 事業計画の変更承認

- (イ) 管轄労働局長は、イにより障害者職業能力開発訓練事業計画変更承認申請書を受理した場合には、内容を審査し、変更を認めるときは「承認」を、変更を認めるときは「不承認」の決定を行う。
- (ロ) 管轄労働局長は、(イ)の決定を行ったときは、障害者職業能力開発訓練事業計画変更（承認・不承認）通知書（様式第14号）（電子申請の場合は「認定通知書」又は「不認定通知書」）により、その旨を事業主等に通知する。

1400 受給資格の確認

1401 支給対象事業主等の確認

イ 障害者職業能力開発訓練事業であることの確認

- (イ) 障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）に記載された訓練内容が0203 障害者職業能力開発訓練事業の要件に適合するものであるか否かを審査することにより、支給対象事業主等に該当するか否かの判断を行う。
- (ロ) 障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）の「2 資金調達と借入金返済計画」について、資金調達額、返済条件等に係る計画が妥当なものであり、自己資金等も勘案して、障害者職業能力開発訓練事業の安定性が見込まれるかを確認する。なお、障害者職業能力開発訓練事業の実現性に疑問がある場合は、詳細な説明を求めること。

ロ 就職支援責任者の配置及び支援内容の確認

1303 添付書類のロ 就職支援責任者の経歴書（写）及び障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）により0204 就職支援責任者の配置の要件を満たしていることを確認する。

1402 障害者職業能力開発訓練施設等の確認

イ 障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）の「7 建物・設備等設置等計画」の内容が1201 支給対象訓練施設等に該当するものであるか否かを確認する。

また、能力開発訓練施設及び能力開発訓練用設備の内容が人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）認定申請明細書（様式第2号）の記載内容と一致していることを確認するとともに、1303 添付書類のカ 施設・設備の設置等に係る設計図書、設計内訳書（写）の記載内容と一致していることを確認する。

ロ 助成対象施設・設備は次の点から妥当と評価できるかを確認すること。

- (イ) 助成対象となる施設・設備の内容が、対象障害者の障害特性を踏まえた訓練内容と照らして妥当なものとなっているか（対象経費を増大させるため過度な仕様となっていないか。）。

- (ロ) 助成対象となる施設・設備の設置・整備、更新の期間内終了の見込みは適切といえるか。

1500 支給申請

1501 支給申請書の提出

本助成金の支給を受けようとする事業主等は、受給資格認定を受けた日の翌日から起算して1年以内に、支給対象能力開発訓練施設の設置等を完了することとし、当該訓練施設の設置等を完了した日の翌日から起算して2か月以内に、①人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）支給申請書（様式第6号-1）（電子申請の場合は対象労働者一覧（様式第6号-2）も要する。）、②支給対象能力開発訓練施設等に係る人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）実績明細書（様式第7号）、③人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）支払内訳明細書（様式第8号）に、必要な書類を添付して、管轄労働局長に提出しなければならない。

1502 添付書類

イ 支給申請の際の添付書類は以下のとおりとする。

- (イ) 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）受給資格認定通知書（写）（電子申請の場合は不要）
- (ロ) 支給対象能力開発訓練施設等に係る書類
 - a 能力開発訓練施設
 - (a) 施行業者等との契約内容が確認できる書類（工事請負契約書（写）及び設計監理委託契約書（写）又は売買契約書（写）等）
 - (b) 能力開発訓練施設等の状況が確認できる書類（建築確認申請書（写）、建築確認申請に当たっての申請書類一式（写）及び建築確認済証（写）、設計図書関係書類（①竣工図面（※）、②検査済証（写）、③工事写真（竣工写真を含む。）、④設備配置図及び設備配置写真））
 - ※ 建築基準法等関係法令や条例を遵守するためなどにより、やむを得ず、施設（助成対象として認定していない施設を除く。）の内容を変更した場合は、当該変更点を明らかにした資料及び変更した理由を明記した資料。
 - (c) 支払いが確認できる書類（銀行振込金受領書（写）及び振込明細票、領収書（写）等）
 - b 能力開発訓練用設備
 - (a) 契約内容が確認できる書類（売買契約書（写））
 - (b) 設備の状況が確認できる書類（設備配置図、自動車車検証（写）（自動車が支給対象となっている場合のみ）、設備設置写真）
 - (c) 支払いが確認できる書類（銀行振込金受領書（写）及び振込明細票、領収書（写）等）
 - (ハ) 税務署に申告した決算書（写）又は所得税確定申告書（写）
 - (ニ) 税務署に申告した固定資産台帳（写）又は減価償却明細表（写）

(ホ) 上記(ハ)又は(ニ)の書類に支給対象施設等が記載されていない場合は、その理由を記した文書、総勘定元帳において支給対象施設等の支払に係る処理を記載したページの写し及び現状写真を添付するものとする。

(ハ) 支給要件確認申立書（共通要領 様式第1号）

ロ その他管轄労働局長が必要と認める書類

1600 支給要件の確認

1601 支給対象となる障害者職業能力開発訓練施設等の確認

イ 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）実績明細書（様式第7号）のⅠ新設・増築・改築・購入資金及びⅡ設備備品購入・改造資金のそれぞれの項目の記載内容が、受給資格認定申請時に提出する人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）認定申請明細書（様式第2号）の記載内容と一致していることを確認する。

ロ 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）実績明細書（様式第7号）のⅠ新設・増築・改築・購入資金及びⅡ設備備品購入・改造資金のそれぞれの項目の記載内容が、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）支払内訳明細書（様式第8号）の支払先、契約日又は発注日、支払日等の項目と突合し、受給資格認定後になされたものであることを確認する。

ハ 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）実績明細書（様式第7号）のⅠ新設・増築・改築・購入資金及びⅡ設備備品購入・改造資金のそれぞれの項目の記載内容が、1502 添付書類の(ロ) a の(a)及び(b)並びに(ロ) b の(a)及び(b)の記載内容並びに登録簿情報連携システムの情報と一致していることを確認する。

1602 支給対象となる障害者職業能力開発訓練施設等の設置・整備に要する費用の確認

人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）実績明細書（様式第7号）のⅠ新設・増築・改築・購入資金及びⅡ設備備品購入・改造資金のそれぞれの項目及び金額について、1502 添付書類の(ロ) a の(c)及び(ロ) b の(c)の支払いが確認できる書類に記載された金額及び(ホ)総勘定元帳（写）の支出額と一致していることを確認する。

1700 支給決定

1701 支給決定

イ 管轄労働局長は、支給要件を満たすものと判定された事業主について、支給又は不支給の決定を行う。

ロ 管轄労働局長は、支給の決定、又は不支給の決定を行ったときは、障害者職業能力開発助成金（施設等・運営）支給・不支給決定通知書（様式第9号）（電子申請の場合は「支給決定通知書」又は「不支給決定通知書」）により、その旨を事業主に通知する。

ハ 支給台帳へ記入

管轄労働局長は、事業主等から提出された支給申請書ごとに、当該支給申請に係る事業所等の名称、支給決定年月日、支給決定番号その他必要な事項を人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）支給台帳に記載し、支給申請書その他関係書類の写しを本助成金の支給決定日の属する年度の終了後5年間保管するものとする。

2000 障害者職業能力開発訓練運営

事業主等が、障害者に対する一定の要件を満たす職業訓練を行う場合の運営の費用の一部に対する助成については、0100 趣旨（共通）及び0200 支給要件（共通）のほか、次の2100 支給要件から2701 支給決定によるものとする。

2100 支給要件

2101 支給対象事業主等

0201 支給対象事業主等に定める支給要件のほか、次に該当する事業主等であること。

イ 本助成金の受給資格の認定を受けており、訓練対象障害者について障害者職業能力開発訓練を行う事業主等であること。

2102 事業主等が報告する事項

イ 訓練終了報告

事業主等は、訓練終了後2週間以内に、訓練受講終了者の氏名、性別、年齢、障害種別、訓練修了状況、出席率、中退理由等を記載した名簿を訓練終了報告書（様式第11号）により管轄労働局長に報告するものとする。

ロ 就職状況報告

事業主等は、訓練終了日から起算して3か月、6か月、1年以内の受講者の就職状況を就職状況報告書（様式第12号）により、それぞれの期間満了日の翌日から起算して1か月以内に管轄労働局長に報告するものとする。

2200 支給額

2201 支給対象運営費

イ 支給対象運営費

支給対象となる運営費は、0203 障害者職業能力開発訓練事業の要件を満たす訓練を実施するために必要と認められる運営費であって、具体的な内容は、次のとおりとする。

(イ) 職員給与

a 職員基本給

指導員（障害者職業能力開発訓練事業に専任する訓練担当者、訓練指導員、助手等に限る。）及び教務職員（障害者職業能力開発訓練事業に専任する運営管理者、就職支援責任者、その他事務担当者に限る。）に係る基本賃金

b 職員諸手当

指導員及び教務職員に係る指導員手当、通勤手当、扶養手当、調整手当及び賞与等

c 負担金

指導員及び教務職員に係る社会保険料及び労働保険料の事業主負担分

(p) 一般管理費

a 謝金

外部講師及び嘱託医に対する謝金

b 旅費

指導員及び教務職員が行う受講者の進路指導関係旅費、関係機関との連絡旅費及び研修旅費

なお、旅費は障害者職業能力開発訓練事業を運営する施設が定める旅費規程（経済的な経路及び方法によって算定するものに限る。）により算定すること。

c 庁費経費

(a) 教材費

職業能力開発訓練に使用する教科書（教科書の送料を含む。受講者に購入させる教科書代等を除く。）、掛け図等の教具、視聴覚教材等の購入費用

(b) 実習経費

職業能力開発訓練の実習に使用する機械の燃料及び潤滑油、原材料、消耗品材等の購入費用

(c) 福利厚生経費

指導員、教務職員及び受講者の健康診断等に係る費用

(d) 被服費

指導員に貸与する被服費及び安全靴の購入費用

(e) 備品費

取得価格の単価が2万円以上10万円未満であって職業能力開発訓練に係る事務機器、物品及び図書等の購入費用

(f) 消耗品費

職業能力開発訓練に係る取得価格が2万円未満の物品及び比較的短期に消耗する物品（各種事務用品、新聞、定期購読雑誌）の購入費用

(g) 印刷製本費

職業能力開発訓練に係る募集要領、パンフレット等外注する印刷費用

(h) 通信運搬費

職業能力開発訓練に係る郵便料、電信・電話料、諸物品の運搬費

(i) 光熱水料

職業能力開発訓練のために使用する電気料、ガス、水道料その他これらに関する計器使用料

(j) 借料及び損料

職業能力開発訓練の事業に使用する設備、機器等の借りに伴う費用（保証金等に係る経費は除く。）、会場借上料、駐車料金

(k) 燃料費

職業能力開発訓練に係る冷暖房及び自動車等に必要燃料購入費用

- (l) 保険料
能力開発訓練施設等に係る火災保険料、受講者傷害保険料及び職業能力開発訓練のために整備した自動車損害賠償責任保険料
- (m) 雑役務費
職業能力開発訓練用機器及び自動車等の修繕料、保守料及び送金手数料等
- (n) 雑費
(a)から(m)までの経費項目のいずれにも属さない職業能力開発訓練に係る費用
- d 土地建物借料
能力開発訓練施設等として借り上げている土地又は施設の借料（保証金及び敷金の類を除く。）
- e 諸税
人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）の支給対象となった能力開発訓練施設等に対する不動産取得税、固定資産税及び自動車税等

ロ 支給対象としない経費

次に掲げるものは、本助成金の支給対象としない。

- (イ) 中古製品又は自社製品の購入又は賃借する設備等の費用
- (ロ) 事業主等を代表する者及びその役員が代表者となる法人から購入又は賃借する設備等の費用
- (ハ) 法第44条第1項に規定する子会社が同項に規定する親会社、又は、同法第45条第1項に規定する関係会社から購入又は賃借する設備等の費用
- (ニ) 特例子会社とその親会社又はその関係会社から購入又は賃借する設備等の費用
- (ホ) 親会社とその特例子会社又はその関係会社から購入又は賃借する設備等の費用
- (ヘ) 関係会社とその親会社又は親会社の特例子会社から購入又は賃借する設備等の費用
- (ト) 事業主等が自ら設計又は施工する工事の費用（その事業主等を代表する者、その役員、当該代表する者及び役員が代表者となる法人が実施する場合を含む。）

2202 支給額

イ 運営費

障害者職業能力開発訓練の四半期ごとの支給対象運営費を、当該訓練を受講した障害者の数で除して得た1人当たりの運営費について、次の区分ごとに算定した額の合計を四半期ごとの支給額とする。ただし、事業主等からの申出により、四半期毎の運営費にバラツキがあると認められる場合は、支給額の上限額については、1年間を平均した額になるよう調整して支給することができるものとする。

- (イ) 法第2条第3号に規定する重度身体障害者、法第2条第5号に規定する重度知的障害者、法第2条第6号に規定する精神障害者及び就職が特に困難であると安定所長が認める障害者（以下、「重度障害者等」という。）を対象とする障害者職業能力開発訓練
 - a 1人当たりの運営費に5分の4を乗じた額（1か月につき17万円を超える場合は17万円）に、重度障害者等である訓練対象障害者のうち、支給対象期における訓練時間の8割以上を受講した者の人数を乗じた額

- b 支給対象期における訓練時間の8割以上を受講しなかった者については、1人当たりの運営費に5分の4を乗じた額（1か月につき17万円を超える場合は17万円）に、支給対象期における訓練時間数を分母に、当該者の訓練受講時間数を分子にして得た率を乗じた額
- (㍑) (イ)以外の障害者を対象とする障害者職業能力開発訓練
 - a 1人当たりの運営費に4分の3を乗じた額（1か月につき16万円を超える場合は16万円）に重度障害者等以外の訓練対象障害者のうち、支給対象期における訓練時間の8割以上を受講した人数を乗じた額
 - b 支給対象期における訓練時間の8割以上を受講しなかった者については、1人当たりの運営費に4分の3を乗じた額（1か月につき16万円を超える場合は16万円）に、支給対象期における訓練時間数を分母に、当該者の訓練受講時間数を分子にして得た率を乗じた額
- ロ 重度障害者等の就職加算

重度障害者等が就職した場合には、就職者1人当たり10万円を加算する。

- (イ) 対象となる就職者

当該就職加算の対象となる就職者（以下「対象就職者」という。）は、以下のいずれにも該当する者とする。

 - a 訓練修了日又は就職のための中退の日の翌日から起算して90日以内（以下「対象期間内」という。）に雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）として内定を受けた者若しくは雇用された者又は雇用保険適用事業主となった者であること。

ただし、労働者派遣事業（有期雇用派遣）により派遣される場合は、対象期間内に派遣先で就業（就業予定は除く）した者であること。
 - b 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における障害福祉サービス（就労継続支援事業A型等）の利用者として雇用される者でないこと。
- (㍑) 対象就職者の取扱い
 - a 対象期間内に、1週間の所定労働時間が20時間未満であるなど対象就職者に該当しない労働条件で就職したものの、同期間内に労働条件の変更が行われることとなり雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）として内定を受けるなどした場合には、対象就職者に該当すること。
 - b (イ) aの「内定」とは、就職状況報告（様式第18号）により就職予定日が確認できる場合に限ること。

2203 併給調整等

イ 併給調整

同一理由により、職業能力開発校設備整備等補助金（雇保則第126条）の支給を受け又は受けようとする事業主等については、当該支給の対象となった運営費用については本助成金を支給しない。

ロ 地方公共団体からの補助金等との調整

本助成金の対象となる障害者職業能力開発訓練事業に対して、地方公共団体から補助金等の支給を受ける場合の支給額は、本助成金の支給対象運営費の額から当該補助金等の額を控除した残りの額、又は上記 2202 支給額により算出した額のいずれか低い額とする。

2300 受給資格の認定申請

2301 受給資格認定申請書の提出

本助成金の支給を受けようとする事業主等は、訓練開始日の3か月前までに、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等・運営）受給資格認定申請書（様式第1号。以下、「認定申請書」という。）及び障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）に必要な書類を添付し、管轄労働局長に提出しなければならない。なお、事業主等の責にも帰することができない天災等のやむを得ない理由により提出期間内に提出できなかった場合は、提出できなかった理由を記した書面を添えて随時提出することができることとする。ただし、この場合においても受給資格の認定後に訓練開始すること。

2302 添付書類

受給資格認定申請の際に必要な添付書類は以下のとおりとする。

- イ 法人事業計画書及び収支予算書（直近のもの）
 - ロ 定款（写）
 - ハ 法人の決算報告書（写）及び各勘定科目内訳明細書（写）、確定申告書（別表を含む。）（写）、直近の決算期分の減価償却明細書（写）
 - ニ 納税証明書その1及びその2（直近決算期分）（写）
 - ホ 預金及び借入残高証明書
 - ヘ 就業規則（写）、賃金規程（写）、退職金規程（写）
 - ト 賃貸借契約書（写）（訓練実施場所及び事務所を賃借する場合）
 - チ 訓練実施施設（教室・実習室）及び事務室の平面図
 - リ 運営管理者、訓練担当者、就職支援責任者その他指導員及び教務職員の一覧
 - ヌ 運営管理者、訓練担当者及び就職支援責任者の経歴書（写）、資格・免許等（写）（指導員免許、指導員講習の修了証等）
 - ル 使用教科書等一覧
 - ヲ 企業実習先一覧
 - ワ 企業実習先の概要
 - カ 企業実習の訓練カリキュラム
 - コ 支給要件確認申立書（共通要領 様式第1号）
- なお、1000 障害者職業能力開発訓練施設等に係る受給資格認定申請と同時に行う場合は、1302 添付書類と同様の書類は不要とする（電子申請の場合を除く）。
- タ その他、管轄労働局長が必要と認める書類

2303 受給資格の認定手続

- イ 管轄労働局長は、事業主等から認定申請書及び障害者職業能力開発訓練事業計画書の提出があった場合、記入漏れの有無のほか、添付書類の具備等を確認した上で受理するものとする。また、その際に、管轄労働局長は事業主等に対し、認定申請書の写しを交付する。
- ロ 認定申請書を受理する際、訓練募集開始日及び訓練募集締切日について、適切な募集期間となるよう設定されていること、選考日について、訓練開始日の前日から起算して2週間前までに、受講希望者に係る選考結果を管轄の安定所に送付することができる選考日となっていることを確認する。
- ハ 管轄労働局長は、0201 支給対象事業主等、0202 訓練対象障害者、0203 障害者職業能力開発訓練事業及び0204 就職支援責任者の配置の要件を満たしていることを確認の上、受給資格の認定または不認定の決定を行う。
- ニ 管轄労働局長は、ハの認定又は不認定の決定を行ったときは、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等・運営）受給資格（認定・不認定）通知書（様式第4号）（電子申請の場合は「認定通知書」又は「不認定通知書」）により、その旨を事業主等に通知する。

2304 受給資格認定の取消し

管轄労働局長は、受給資格の認定を取り消したときは、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等・運営）受給資格認定取消通知書（様式第5号）（電子申請の場合は「認定取消通知書」）により、事業主等に通知する。

2305 障害者職業能力開発訓練事業計画の変更手続

イ 事業計画の変更申請

事業主等は、本助成金の受給資格の認定を受けた障害者職業能力開発訓練事業計画を変更する場合は、障害者職業能力開発訓練事業計画変更承認申請書（様式第13号）を、変更を行おうとする2週間前までに、管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、事業主等の責にも帰することができない天災等のやむを得ない理由により提出期間内に提出できなかった場合は、当該提出期間にかかわらず、提出できなかった理由を記した書面を添えて随時提出することができることとする。ただし、この場合においても事業計画の変更は変更承認を受けた後に行うこと。

ロ 事業計画の変更承認

(イ) 管轄労働局長は、イにより障害者職業能力開発訓練事業計画変更承認申請書を受理した場合には、内容を審査し、変更を認めたときは「承認」を、変更を認めることができないときは「不承認」の決定を行う。

(ロ) 管轄労働局長は、(イ)の決定を行ったときは、障害者職業能力開発訓練事業計画変更（承認・不承認）通知書（様式第14号）（電子申請の場合は「認定通知書」又は「不認定通知書」）により、その旨を事業主等に通知する。

2400 受給資格の確認

2401 支給対象事業主等の確認

イ 障害者職業能力開発訓練事業であることの確認

障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）に記載された訓練内容が 0203 障害者職業能力開発訓練事業の要件に適合するものであるか否かを審査することにより、支給対象事業主等に該当するか否かの判断を行う。

ロ 就職支援責任者の配置及び支援内容の確認

2302 添付書類のヌ 就職支援責任者の経歴書（写）及び障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）により、0204 就職支援責任者の配置の要件を満たしていることを確認する。

2402 障害者職業能力開発訓練事業の確認

イ 運営管理者の確認

2302 添付書類のヌ 運営管理者の経歴書（写）により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のイ 運営管理者の要件を満たしていることを確認する。

ロ 訓練期間の確認

認定申請書の④欄及び障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のロ 訓練期間の要件を満たしていることを確認する。

ハ 訓練時間の確認

受給資格認定申請書の④欄及び障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のハ 訓練時間の要件を満たしていることを確認する。

ニ 訓練科目の確認

障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のニ 訓練科目の要件を満たしていることを確認する。

ホ 訓練施設以外の実習要件の確認

2302 添付書類のヲ、ワ、カにより、0203 障害者職業能力開発訓練事業のホ 訓練施設以外の実習の要件を満たしていることを確認する。

ヘ 訓練人員の確認

受給資格認定申請書の④欄及び障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第3号）により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のヘ 訓練人員の要件を満たしていることを確認する。

ト 訓練担当者の確認

2302 添付書類のヌ 訓練担当者の経歴書（写）により、0203 障害者職業能力開発訓練

事業のト 訓練担当者の要件を満たしていることを確認する。

チ 訓練施設等の確認

認定申請書の④欄及び 2302 添付書類のチ 訓練実施施設（教室・実習室）及び事務室の平面図により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のチ 訓練施設等の要件を満たしていることを確認する。

リ 安全衛生の確認

障害者職業能力開発訓練事業計画書（様式第 3 号）により、0203 障害者職業能力開発訓練事業のリ 安全衛生の要件を満たしていることを確認する。

ヌ 費用の確認

事業主等に説明を求めることにより、0203 障害者職業能力開発訓練事業のヌ 費用の要件を満たしていることを確認する。

2500 支給申請

2501 支給申請書の提出

イ 運営費

2202 支給額のイ 運営費について本助成金の支給を受けようとする事業主等は、四半期ごとの各支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期分の助成金について、当該支給対象期の末日の翌日から起算して 2 か月以内に、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（運営）支給申請書（様式第 15 号。以下「支給申請書」という。）、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（運営）支払内訳明細書（様式第 16 号）、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（運営）支給申請額計算書兼訓練受講者一覧（様式第 17 号）及び訓練受講状況報告書（様式第 10 号）に必要な書類を添付して、管轄労働局長に提出しなければならない。

ロ 重度障害者等の就職加算

2202 支給額のロ 重度障害者等の就職加算について本助成金の支給を受けようとする事業主等は、訓練終了日から起算して 4 か月以内に、支給申請書及び就職状況報告（様式第 18 号）に必要な書類を添付して、管轄労働局長に提出しなければならない。

2502 添付書類

イ 運営費

(イ) 支給申請の際の添付書類は以下のとおりとする。

- a 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）受給資格認定通知書（写）（電子申請の場合は不要）
- b 諸帳簿の写し
 - ① 貸金台帳

- ② 現金（預金）の受け払いがわかる帳簿
 - ③ 総勘定元帳等
 - c 地方自治体等から補助金等を受ける場合は交付決定通知書（写）、又は補助金実績報告書（写）等（第4四半期分支給申請時及び訓練終了に伴う最後の支給申請時。）
 - d 受講者に係る障害者手帳等（写）又は「障害者雇用関係助成金個人番号登録届」（様式第20号）
 - e 訓練受講報告書（様式第10号）
 - f 職業訓練受講通知書（様式第19号）（写）
 - g 支給要件確認申立書（共通要領 様式第1号）
 - (㍑) その他管轄労働局長が必要と認める書類
- ロ 重度障害者等の就職加算
- (イ) 支給申請の際の添付書類は以下のとおりとする。
 - a 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）受給資格認定通知書（写）（電子申請の場合は不要）
 - b 受講者に係る障害者手帳等（写）又は「障害者雇用関係助成金個人番号登録届」（様式第20号）
 - c 職業訓練受講通知書（様式第19号）（写）
 - d 支給要件確認申立書（共通要領 様式第1号）
 - (㍑) その他管轄労働局長が必要と認める書類

2600 支給要件の確認

2601 訓練対象障害者の確認

イ 運営費

- (イ) 障害者種別の確認

支給申請書の⑧欄及び 2502 添付書類のイ(イ) d 受講者に係る障害者手帳等（写）又は「障害者雇用関係助成金個人番号登録届」（様式第20号）により、支給申請時点の対象障害者の障害種別及び障害の程度を確認する。
- (㍑) 職業訓練受講通知がなされていることの確認

2502 添付書類のイ(イ) e 職業訓練受講通知書（様式第19号）（写）により、対象障害者について、訓練を受けることが必要であると安定所長が認めた者であるか確認する。
- (ハ) 訓練受講状況の確認

支給申請書の⑧欄の記載内容及び訓練受講状況報告書（様式第10号）により、受講者が支給対象期における訓練時間の8割以上受講しているか否かを確認する。

また、必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。

ロ 重度障害者等の就職加算

- (イ) 障害者種別の確認

支給申請書の⑧欄及び 2502 添付書類のロ(イ) b 受講者に係る障害者手帳等（写）又は「障

「障害者雇用関係助成金個人番号登録届」（様式第 20 号）により、支給申請時点の対象障害者の障害種別及び障害の程度を確認する。

(ロ) 職業訓練受講通知がなされていることの確認

2502 添付書類のロ(イ)c 職業訓練受講通知書（様式第 19 号）（写）により、対象障害者について、訓練を受けることが必要であると安定所長が認めた者であるか確認する。

(ハ) 訓練就職状況の確認

就職状況報告（様式第 18 号）により、2202 支給額のロに該当する就職者かを確認する。
また、必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。

2602 支給対象運営費の確認

運営費が以下の内容を満たすことを確認する。

イ 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（運営）支払内訳明細書（様式第 16 号）に記載された人件費及び人件費以外の費用のそれぞれの項目の費用について、2502 添付書類のイ(イ)b③総勘定元帳（写）の支出額と一致していること。

ロ 人件費について、2302 添付書類のロ 運営管理者、訓練担当者、就職支援責任者その他指導員及び教務職員の一覧に記載されている人数に基づくものであること。

ハ 運営費の支出額について不明な点がある場合には、事業主に対し必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

2700 支給決定

2701 支給決定

イ 管轄労働局長は、支給要件を満たすものと判定された事業主等について支給又は不支給の決定を行う。

ロ 管轄労働局長は、支給の決定、又は不支給の決定を行ったときは、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等・運営）支給・不支給決定通知書（様式第 9 号）（電子申請の場合は「支給決定通知書」又は「不支給決定通知書」）により、その旨を事業主等に通知する。

ハ 支給台帳への記入

管轄労働局長は、事業主等から提出された支給申請書ごとに、当該支給申請に係る事業所等の名称、支給決定年月日、支給決定番号その他必要な事項を人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）支給台帳に記載し、支給申請書その他関係書類の写しを、本助成金の最終支給決定日の属する年度の終了後 5 年間保管するものとする。

3000 雑則

3001 財源区分

障害者職業能力開発コースの財源は、労働保険特別会計雇用勘定において負担する。

3002 対象となる疾病（難病）を定める告示が改正された場合の取扱い

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病」(平成 27 年厚生労働省告示第 292 号)が改正された場合、受給資格認定日が、当該改正後の適用日以後にあるものから適用する。

3003 返還

管轄労働局長は、本助成金の支給を受けた事業主等が第 1 共通要領 0501 に規定する受給できない事業主に該当する場合の他、0203 障害者職業能力開発訓練事業の要件を満たさない訓練を実施した場合、又は障害者の職業能力開発訓練事業を実施せず、本助成金の対象となった施設・設備を他の用途に使用した場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

返還に係る様式は、「支給決定取消及び返還決定通知書」（様式第 21 号）（電子申請の場合は「支給決定取消及び返還決定通知書」）とし、支給決定の取消し理由が不正受給である場合は、不支給措置期間通知書(様式第 22 号)（電子申請の場合は「不支給措置期間通知書」）を事業主又は事業主団体等に通知するものとする。

4000 附則

4001 施行期日

イ この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

なお、施行日前に受給資格の認定を受けた事業主等に対する障害者職業能力開発訓練施設等助成金、障害者職業能力開発訓練運営費助成金及び障害者職業能力開発助成金の支給については、なお従前の例による。

ロ 令和元年 6 月 28 日付け職発 0628 第 8 号「雇用安定事業の実施等について（特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）等に係る改正）」による改正は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

なお、令和元年 7 月 1 日より前に受給資格の認定を受けた訓練等に係る支給については、なお従前の例による。

ハ 令和 2 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 10 号、雇均発 0331 第 6 号、開発 0331 第 9 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ニ 令和 2 年 12 月 25 日付け職発 1225 第 4 号、雇均発 1225 第 4 号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

なお、当分の間、令和 2 年 12 月 25 日付け職発 1225 第 4 号、雇均発 1225 第 4 号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第 2 助成金別要領 13(7) 障害者職業能力開発コース」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

ホ 令和 3 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 25 号、雇均発 0331 第 5 号、開発 0331 第 6 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- へ 令和4年3月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和4年4月1日から施行する。
- ト 令和4年7月21日付け職発0721第15号、雇均発0721第3号、開発0721第5号「登記情報連携システムの利用に係る関係通達の改正について」による改正は、令和4年8月1日から施行する。
- チ 令和5年3月31日付け職発0331第14号、雇均発0331第2号、開発0331第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年4月1日から施行する。
- リ 令和5年6月23日付け職発0623第1号、雇均発0623第1号、開発0623第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年6月26日から施行する。

別表

人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）（施設等）の支給対象となる設備更新の期間

種類	細目	更新可能年数
運送事業用、自動車教習用車両及び運搬具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車（二輪車又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） ・ 小型車（貨物自動車にあつては積載量2トン以下、その他のものにあつては総排気量2リットル以下のもの） ・ 大型乗用車（総排気量3リットル以上のもの） ・ 乗合自動車 ・ 軽自動車（総排気量0.6リットル以下のもの） 	<p>3年</p> <p>5年</p> <p>5年</p> <p>4年</p>
器具及び備品（電気機器、ガス機器、家庭用品等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷凍機付又は冷蔵庫付陳列棚及び陳列ケース ・ 冷房用又は暖房用機器 ・ 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ・ 応接セット ・ 陳列棚及び陳列ケース ・ 事務机、キャビネット主として金属性のもの以外のもの ・ 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） 	<p>6年</p> <p>6年</p> <p>6年</p> <p>8年</p> <p>8年</p> <p>8年</p> <p>4年</p>
器具及び備品（事務機器及び通信機器）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謄写機器及びタイプライター（印刷業務用） ・ パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） ・ その他のもの ・ 複写機、タイムレコーダーその他これらに類すもの ・ ファクシミリ ・ 医療機器（光学含む。） ・ デジタル機内交換設備及びデジタルボタン電話設備 	<p>3年</p> <p>4年</p> <p>5年</p> <p>5年</p> <p>6年</p> <p>8年</p> <p>6年</p>
機械及び装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食肉又は食鳥処理加工設備 ・ 鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備 ・ 水産食料品製造設備 ・ 漬け物製造設備 ・ 缶詰又はびん詰製造設備 ・ パン又は菓子類製造設備 ・ 写真製版業用設備 ・ 機械靴製造設備 ・ ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備 ・ ホテル、旅館又は料理店業務用設備及び給食用設備（その他） ・ クリーニング設備 	<p>9年</p> <p>8年</p> <p>8年</p> <p>7年</p> <p>8年</p> <p>9年</p> <p>7年</p> <p>8年</p> <p>5年</p> <p>9年</p> <p>7年</p>

※ この表に記載のない設備で、更新が可能と判断されるものについては、管轄労働局長と協議の上、決定する。

